アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1)　飼料一般の成分規格 ア・イ　（略） ウ　次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。	別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1)　飼料一般の成分規格 ア・イ　（略） ウ　次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料 / 飼料添加物名	単位	鶏（ブロイラーを除く。）用		豚用			牛用		
		幼すう用・中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

対象飼料 / 飼料添加物名	単位	鶏（ブロイラーを除く。）用		豚用			牛用		
		幼すう用・中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用
亜鉛バシトラシン	万単位	16.8 ～ 168	16.8 ～ 168	16.8 ～ 168	42 ～ 420	16.8 ～ 168	42 ～ 420	16.8 ～ 168	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）	（略）